

第95期

定時株主総会

平成30年6月27日



株式会社タムラ製作所

Your One and Only Company

開 会

■ 社長

議長

田 村 直 樹



ご質問等につきましては、
報告事項および
決議事項の議案の内容説明が
終わりましたから、
一括してお受けします。

株主数・議決権数

	人数	議決権数
議決権を有する株主	10,827	818,964

■ 常勤監査役

久保 肇



監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の利用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び利用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業グループ連結監査の観点から、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼務するとともに、社外監査役と連携した監査活動を実施し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び利用者等からの構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

株式会社タムラ製作所 監査役会
常勤監査役 久保 肇 ㊟
社外監査役 守屋 宏 一 ㊟
社外監査役 戸田 厚 司 ㊟

▶ 「招集ご通知」 50頁をご覧ください

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

株式会社タムラ製作所 監査役会

常勤監査役 久保 肇 ㊟
社外監査役 守屋 宏 一 ㊟
社外監査役 戸田 厚 司 ㊟

会計監査人の監査報告書 謄本



▶ 「招集ご通知」 48頁をご覧ください

独立監査人の監査報告書	
株式会社タムラ製作所 取締役会御中	平成30年5月18日
新日本有限責任監査法人	
指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉澤 祥次 ㊞ 公認会計士 廣田 剛樹 ㊞
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。	
連結計算書類に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。	
監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
監査意見 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムラ製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。	
以上	

▶ 「招集ご通知」 49頁をご覧ください

独立監査人の監査報告書	
株式会社タムラ製作所 取締役会御中	平成30年5月18日
新日本有限責任監査法人	
指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉澤 祥次 ㊞ 公認会計士 廣田 剛樹 ㊞
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。	
計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。	
監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。	
以上	

第95期 定時株主総会議事

報告事項

1. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役 2 名選任の件
- 第 3 号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第 4 号議案 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

報告事項

1. 第95期事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件



地政学的リスク・
各国の政治的な緊張感の
高まりなどの不安定要素



○ 全体としては
回復基調が継続

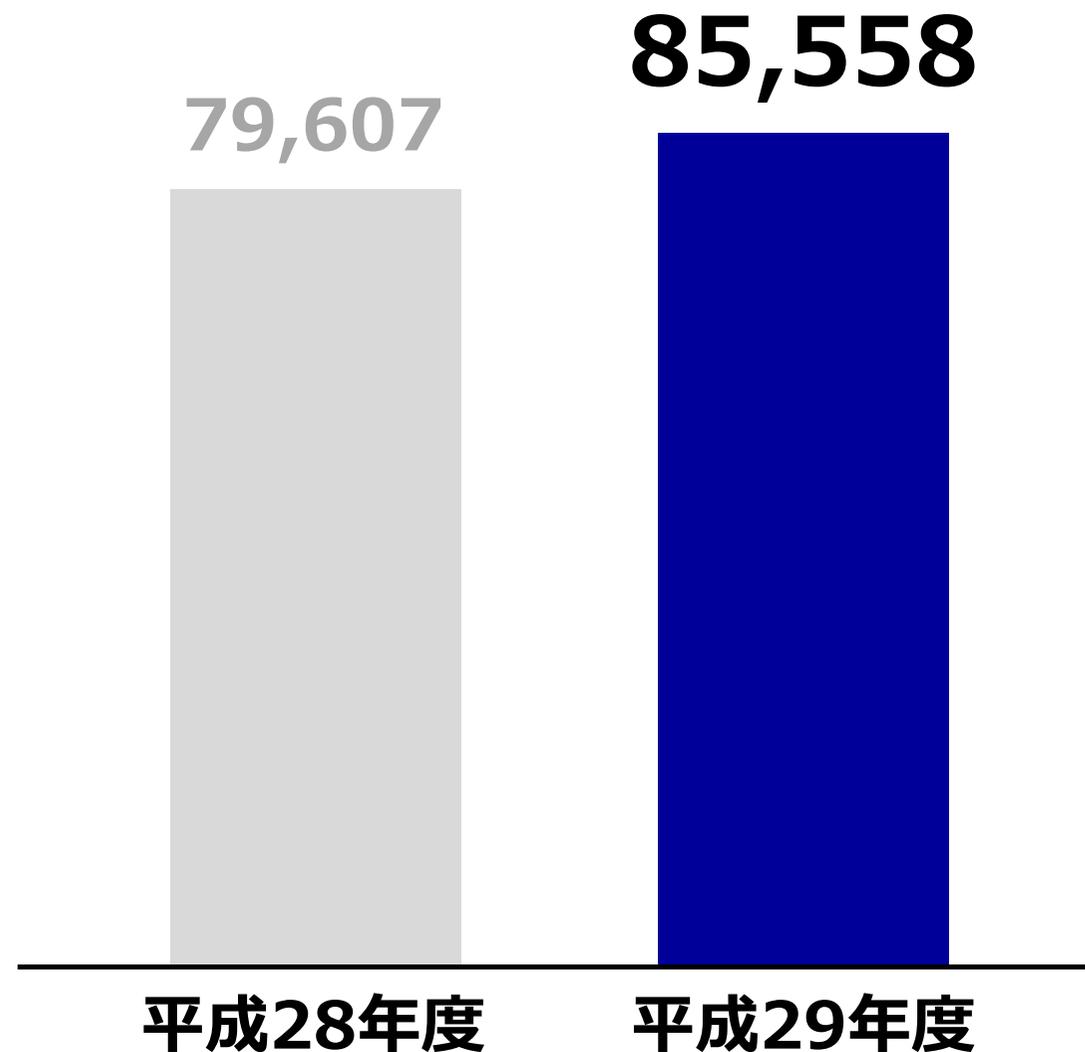
堅調に推移

収益性の向上を第一とした 豊かな成長の実現

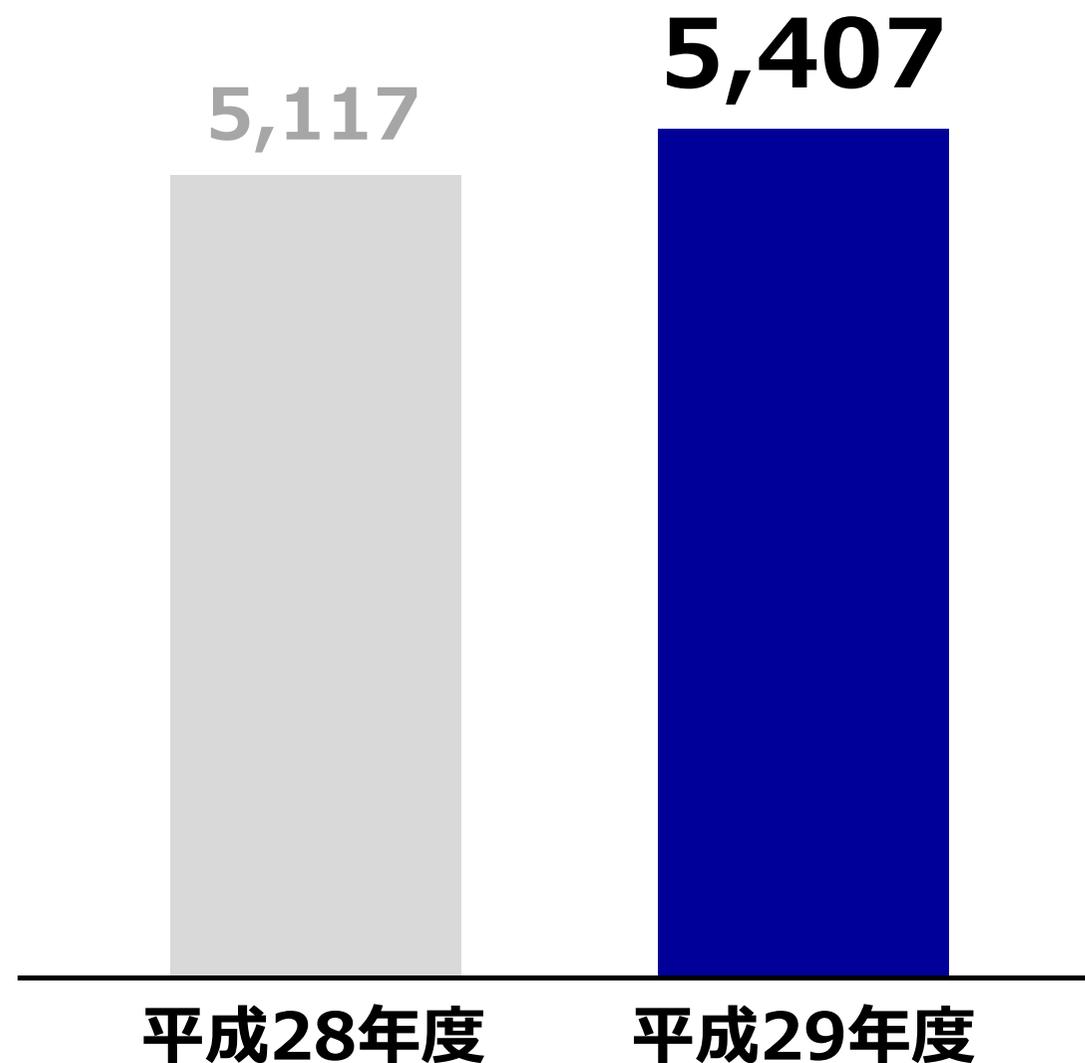
- ITシステムを活用した
個別原価管理の徹底
- グローバルな
生産・販売・開発体制の
一層の強化と効率化
- 製品・市場の見極めによる
投資開発効率の向上



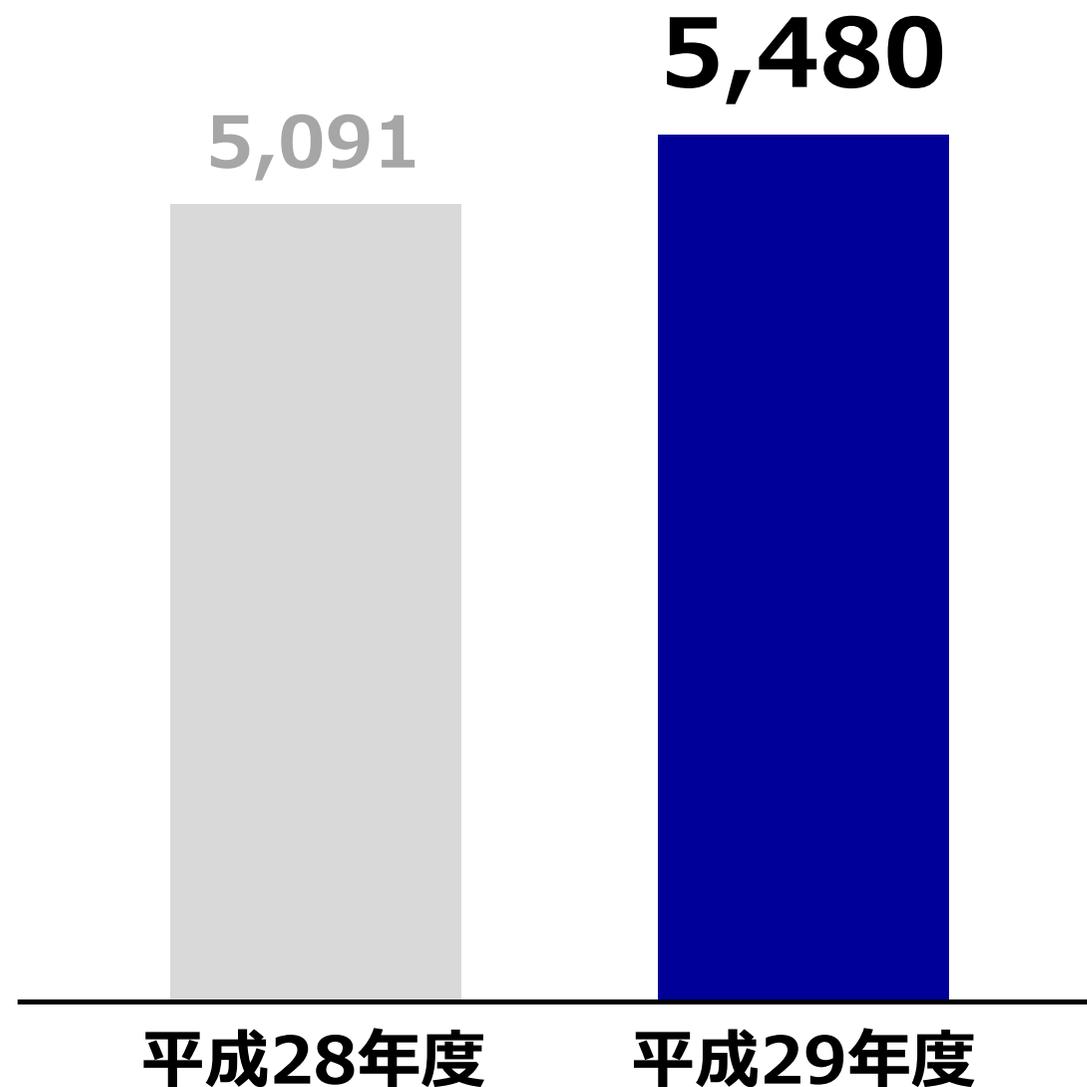
[単位: 百万円]



[単位: 百万円]



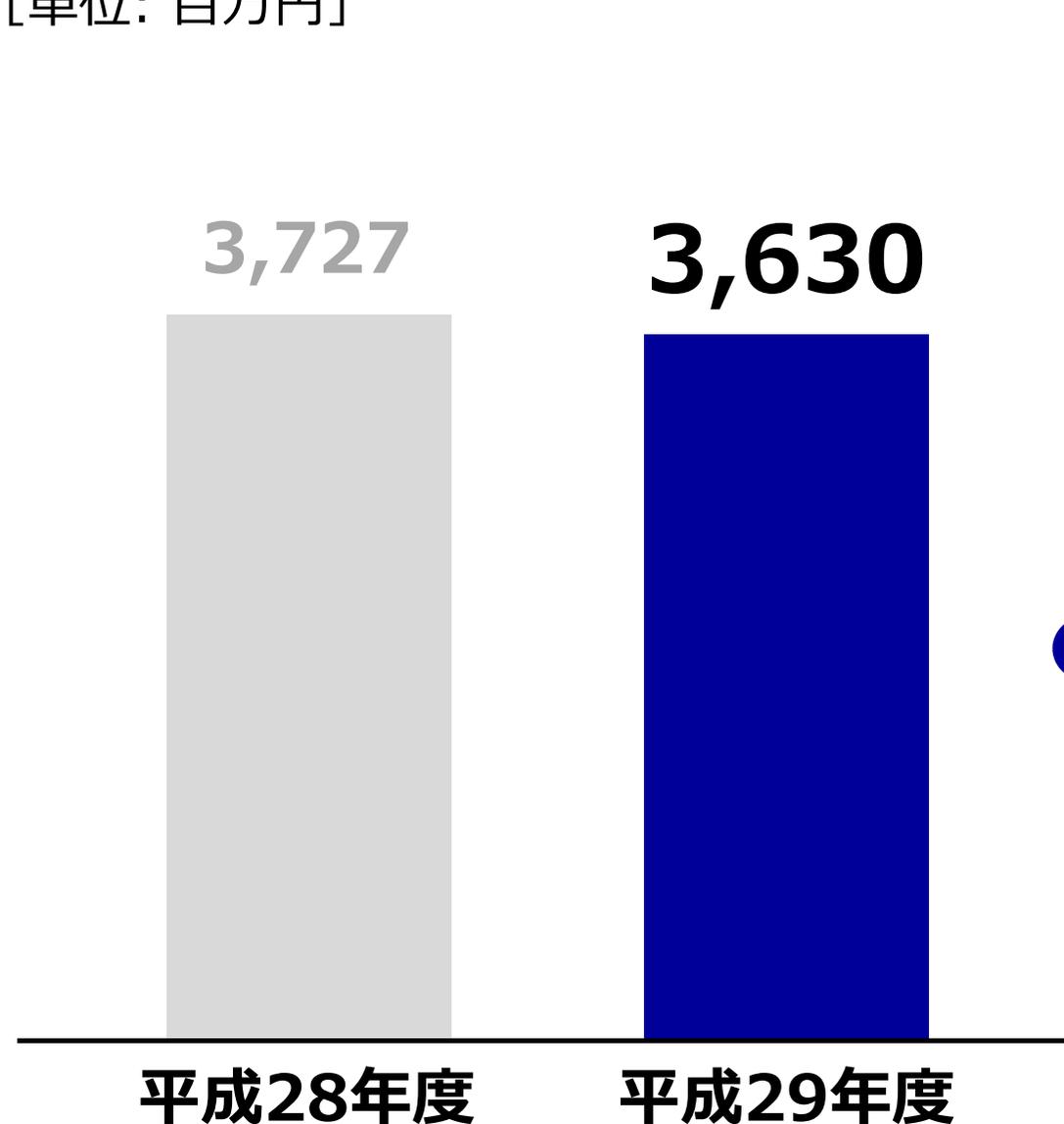
[単位: 百万円]



営業利益

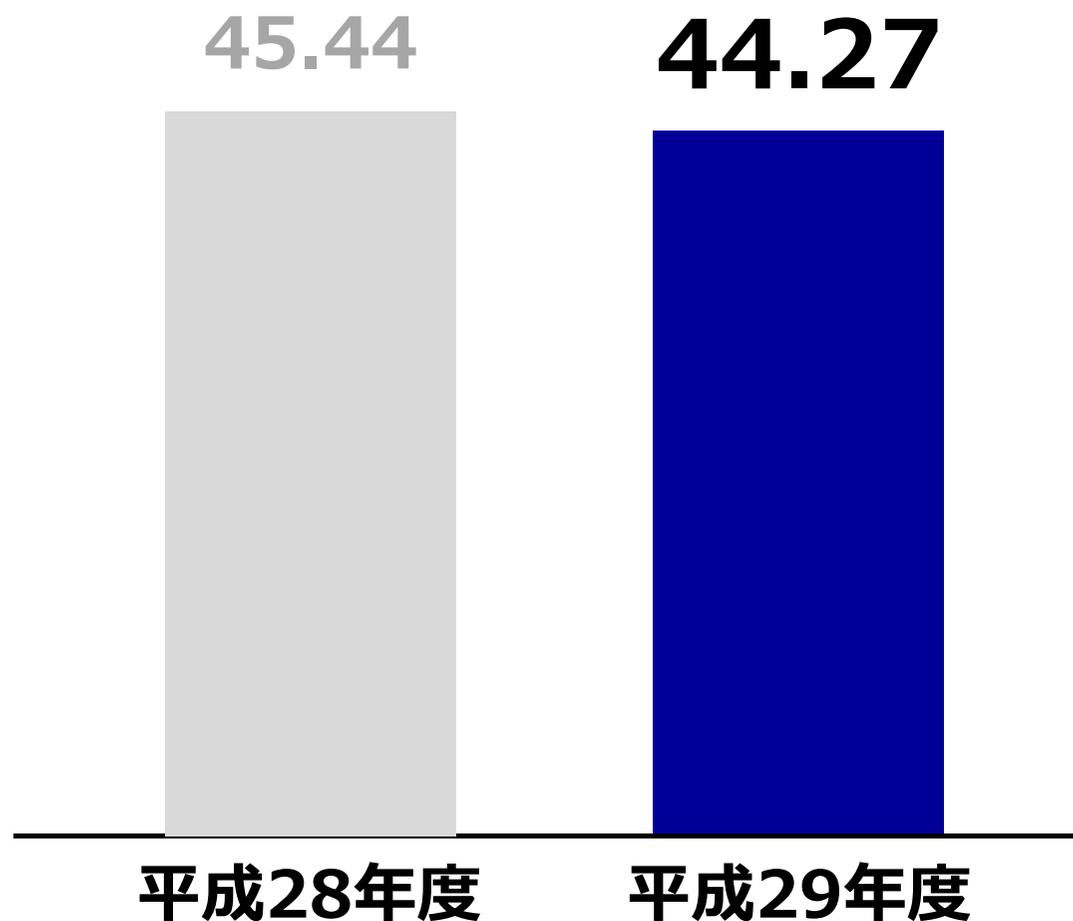
二期連続
過去最高益更新

[単位: 百万円]



- 移転価格税制に関する追加納付が見込まれる額等を「過年度法人税等」に計上

[単位: 円]



事業別概況

電子部品関連事業

電子化学実装関連事業

情報機器関連事業

Your One and Only Company



トランス・リアクタ



エアコン用リアクタ



車載用リアクタ

- 産業機械向け
トランス・リアクタ
- 電動工具や家電・住宅
市場向けのチャージャ
- エアコン用のリアクタ

好調に推移

- 車載用リアクタの
生産・販売

堅調に推移

売上高

[単位: 百万円]

前期比
7.5%



51,955

55,874

平成28年度

平成29年度

セグメント利益

[単位: 百万円]

前期比
10.1%



2,444

2,197

平成28年度

平成29年度

増収減益

事業別概況

電子部品関連事業

電子化学実装関連事業

情報機器関連事業



フレキシブル基板用
ソルダーレジスト



ソルダーペースト



ソルダーレジスト



リフロー装置

電子化学事業

- フレキシブル基板用
ソルダーレジスト

スマホ向け秋口に急増

- 高信頼性のソルダーペースト・
ソルダーレジスト

年間を通じ底堅く推移

実装装置事業

- リフロー装置

堅調に推移

売上高

[単位: 百万円]

前期比
7.3%



23,704

25,442

平成28年度

平成29年度

セグメント利益

[単位: 百万円]

前期比
9.2%



2,970

3,244

平成28年度

平成29年度

増収増益

事業別概況

電子部品関連事業

電子化学実装関連事業

情報機器関連事業



- キー局の放送設備更新を中心とした音声調整卓拡販



- 通信事業者向けの監視装置更新が進展

売上高

[単位: 百万円]

前期比
4.4%



4,054

4,232

平成28年度

平成29年度

セグメント利益

[単位: 百万円]

前期比
52.4%



321

490

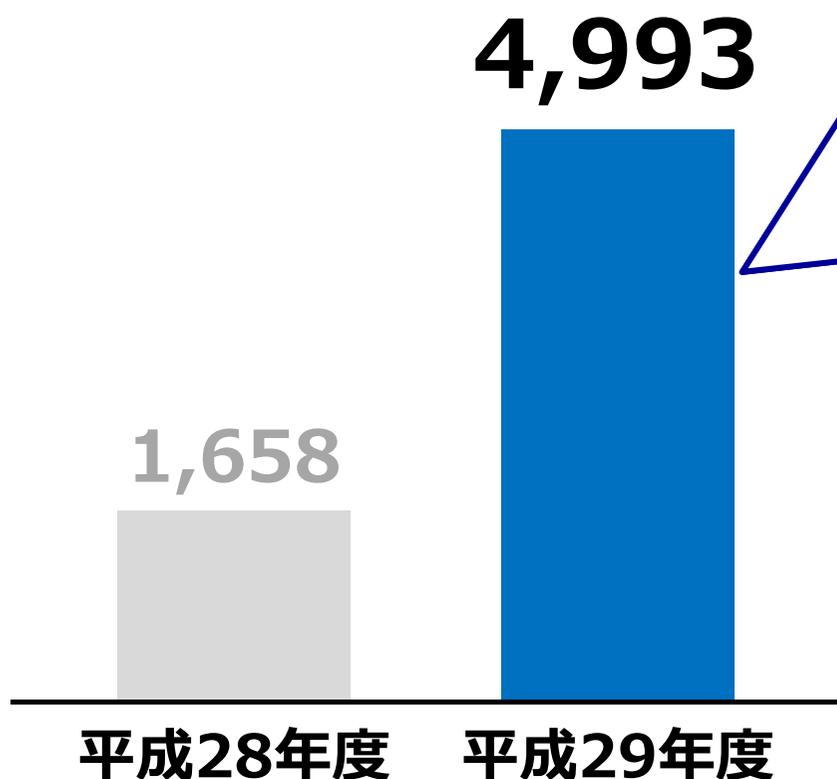
増収増益

平成28年度

平成29年度

設備投資総額： 49億9千3百万円

[単位: 百万円]



- 当社坂戸工場建て替え
17億2千2百万円
- 国内子会社工場建て替え
6億8百万円
- その他
(全般的な生産設備の増強や更新)



【埼玉県】 坂戸事業所建て替え

事業報告

計算書類

対処すべき課題

決議事項

株式会社タムラ製作所

特筆すべき事項はございません。

のちほど社長の田村より
ご説明いたします。

- 1 項: 「企業集団の現況に関する事項」のその他の事項
- 2 項: 「会社の株式に関する事項」
- 3 項: 「会社の新株予約権等に関する事項」
- 4 項: 「会社役員に関する事項」
- 5 項: 「会計監査人の状況」
- 6 項: 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制」
- 7 項: 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- 8 項: 「株式会社の支配に関する基本方針」

「招集ご通知」18頁から41頁をご覧ください。

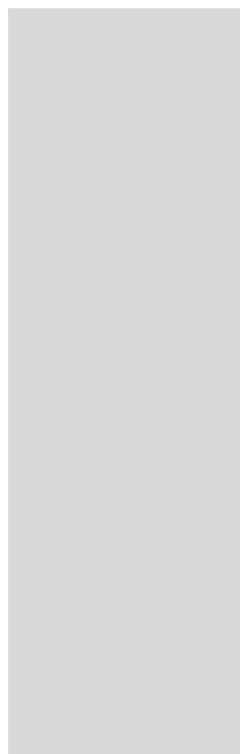
資産の部	負債の部
82,766 百万円	39,769 百万円
	純資産の部
	42,996 百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

資産の部

[単位: 百万円]

76,353



82,766



平成29年3月末 平成30年3月末

前期末比

64億1千3百万円

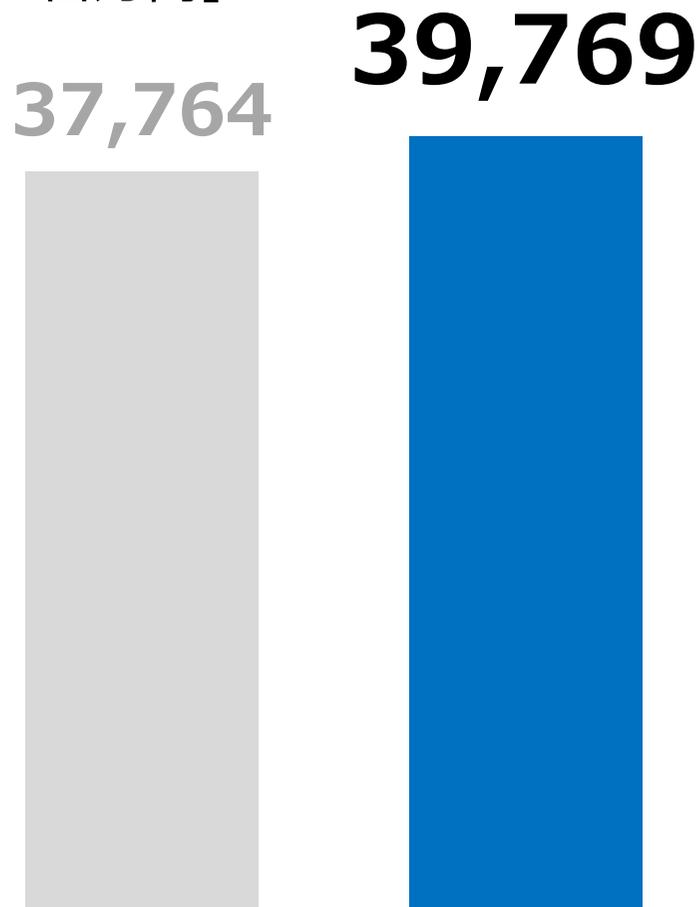
- 当社坂戸工場及び国内子会社工場の建て替えなどにより固定資産が増加

資産の部	負債の部
82,766 百万円	39,769 百万円
	純資産の部
	42,996 百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

負債の部

[単位: 百万円]



平成29年3月末 平成30年3月末

前期末比

20億5百万円



- 坂戸工場建て替え費用の未払額を計上
- 移転価格税制に関する追加納付が見込まれる額を未払法人税等に計上

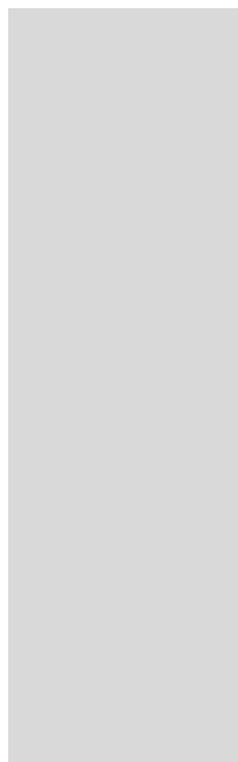
資産の部	負債の部
82,766 百万円	39,769 百万円
	純資産の部
	42,996 百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

純資産の部

[単位: 百万円]

38,588



42,996

平成29年3月末 平成30年3月末

前期末比

44億7百万円



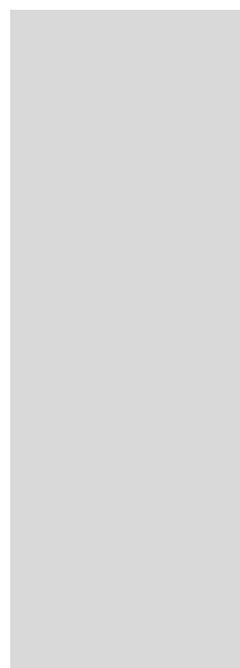
- 当期純利益の計上により利益剰余金が増加

1株当たり純資産

[単位: 円]

519.59

468.04



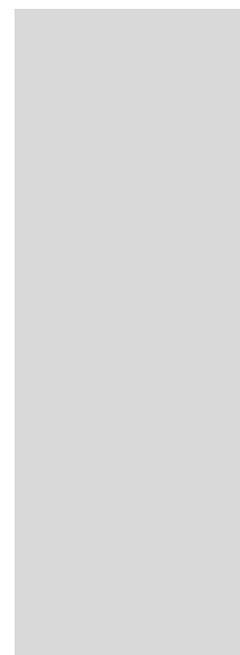
平成28年度

平成29年度

自己資本当期純利益率 (ROE)

10.0%

9.0%



平成28年度

平成29年度

報告事項

2. 第95期 計算書類報告の件

「招集ご通知」 43頁から47頁をご覧ください。

対処すべき課題

「招集ご通知」 18頁から20頁をご覧ください。

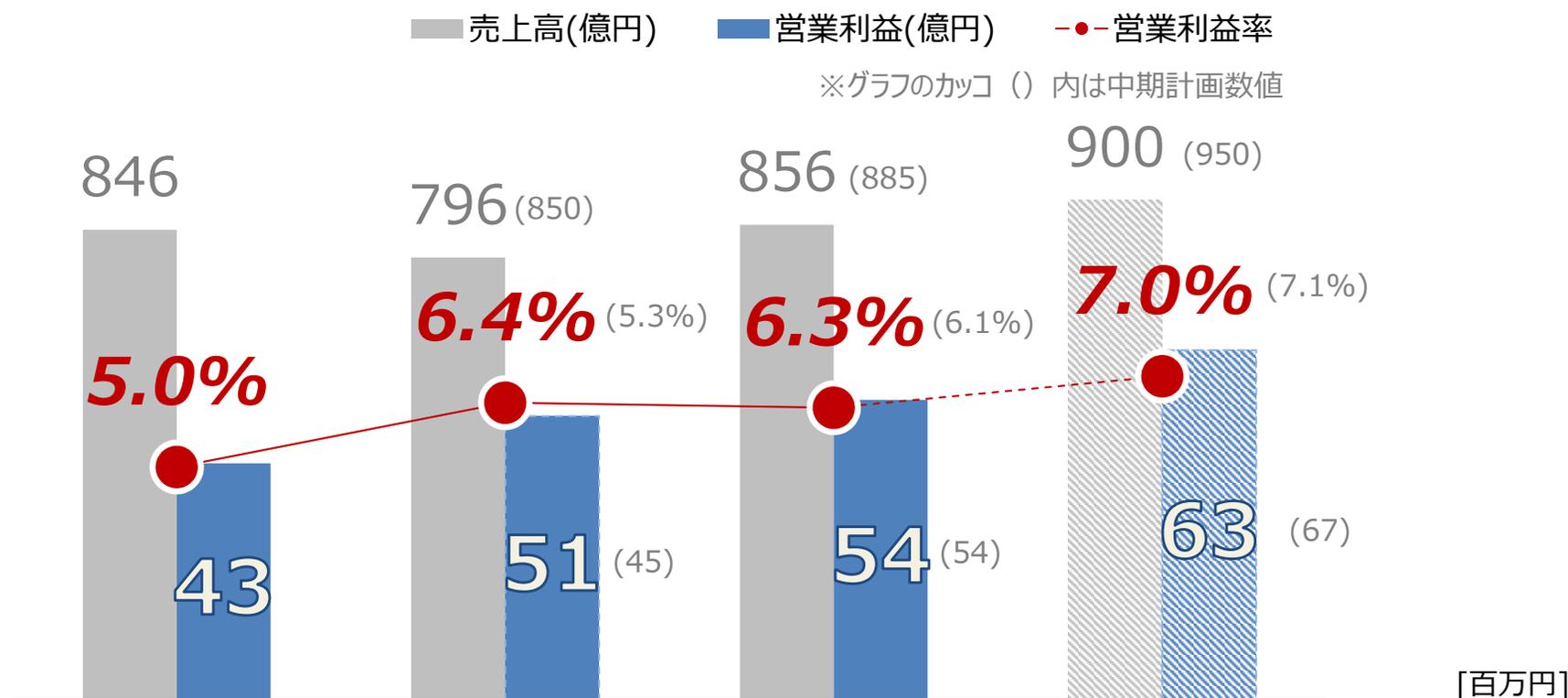
第11次
中期経営計画

Biltrite Tamura

The 11th Mid-term Plan 2016-2018

GROWING

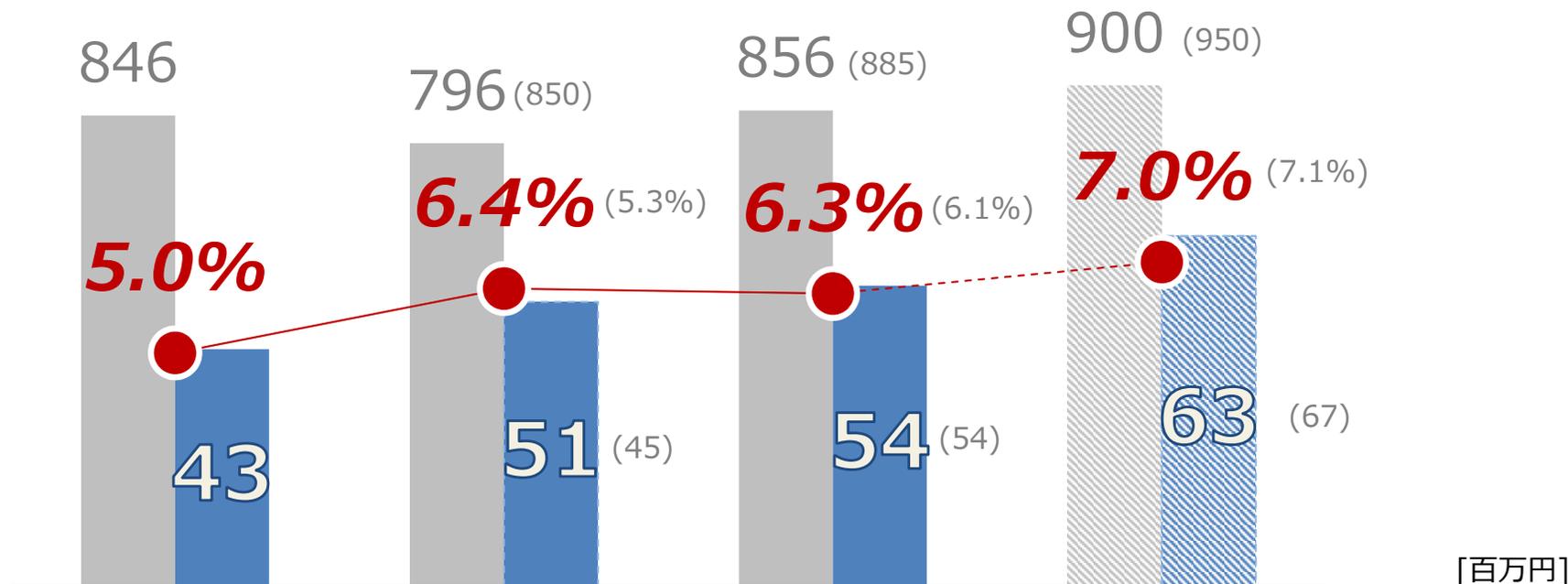
- ▶ 正しく立派な製品を作る
- ▶ 正しい健全な経営体質を作る
- ▶ 正しい最適なグローバル体制を作る
- ▶ 正しく豊かな成長への道筋を作る



	2015年(実績)	2016年(実績)	2017年(実績)	2018年(予想)	中期目標
売上高	84,642	79,607	85,558	90,000	95,000
営業利益	4,266	5,117	5,407	6,300	6,700
経常利益	3,928	5,091	5,480	6,100	-
当期純利益	1,783	3,727	3,630	4,700	-

■ 売上高(億円) ■ 営業利益(億円) -●- 営業利益率

※グラフのカッコ () 内は中期計画数値



	2015年(実績)	2016年(実績)	2017年(実績)	2018年(予想)	中期目標
営業利益率	5.0%	6.4%	6.3%	7.0%	7%以上
ROE	4.8%	10.0%	9.0%	9%以上	9%以上
非日系比率	28%	29%	29%	30%以上	30%以上

① 立派な製品を作り、成長への道筋を作る

- 将来の収益源 = 「戦略製品」の育成
- 開発投資効率の向上
- タイムリーな投資活動

経営資源を有効に活用し投資効率を高める

ROE 9%以上



【宮城県】 車載用リアクトル新工場

事業報告

計算書類

対処すべき課題

決議事項

株式会社タムラ製作所



【ドイツ】EL SOLD社（はんだメーカー）買収

事業報告

計算書類

対処すべき課題

決議事項

株式会社タムラ製作所



【タイ】 ソルダークペースト新工場

② 健全な経営体質を作る

- ITを活用したタイムリーな個別原価管理
- 顧客との自動価格改定ルール
- 品目別利益分析を高利益品拡大に活用

経営環境の変化に対応しながら収益性向上

営業利益率 7%以上

③ 最適なグローバル体制を作る

- 地開（現地開発）地承（現地承認）
- 業務のグローバル最適配置
- ナショナルスタッフの育成・登用

グループ全体で最適なグローバル体制を構築

非日系売上比率 30%以上





引き続き、決議事項の
説明をさせていただきます。
株主様のご質問・ご意見は
その後に一括してお受けいたします。

- 第1号議案** **剰余金の処分の件**
- 第2号議案** **取締役2名選任の件**
- 第3号議案** **取締役の報酬額改定の件**
- 第4号議案** **株式報酬型ストックオプションとしての
新株予約権を発行する件**

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに
関する事項
およびその総額

当期普通株式1株につき 5円
総額 410,033,355円

剰余金の配当が
効力を生じる日

平成30年 6月 28日

第2号議案 取締役2名選任の件

候補者番号
1

新任
社外
独立役員



窪田 明

候補者番号
2

新任
社外
独立役員



渋村 晴子

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

平成27年6月26日開催の定時株主総会にて決定
年額230百万円以内



経済情勢の変化

社外取締役が2名増

総 枠

年額**290百万円**以内

確定金銭報酬

年額**250百万円**以内
(うち社外取締役分**50百万円**)

新株予約権を付与する
報酬の経済価値の対価

年額**40百万円**以内

第4号議案 株式報酬型ストックオプションとしての
新株予約権を発行する件

■ 新株予約権の発行要領

- 1 新株予約権の割当ての対象者
およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 (社外取締役を除く)	6名	245個
----------------------------	-----------	-------------

当社執行役員	7名	185個
---------------	-----------	-------------

- 2 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式**43,000株**を上限とする。

質疑応答

挙手をしていただき、議長が指名いたしましたら、お手もとの出席票の番号とお名前をおっしゃってからご発言ください。多数の株主様がおられますので公平性を保つために、1回の指名につき1個のご質問をお願いいたします。

採決

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第4号議案 株式報酬型ストックオプションとしての
新株予約権を発行する件

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役2名選任の件

第3号議案

取締役の報酬額改定の件

第4号議案

**株式報酬型ストックオプション
としての新株予約権を発行する件**

第95期

定時株主総会

平成30年6月27日



Your One and Only Company

ご来場ありがとうございました